

様式第2号（第4条関係）

舞産農第345-1号  
令和7年12月 9日

市民オンブズマンまいづる

森本 隆 様

古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



### 行政文書開示決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、舞鶴市情報公開条例第9条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	令和6年度業務報告書（舞鶴茶生産組合）				
開示の日時及び場所	日 時	令和7年12月10日（午前8時30分）			
	場 所	水産課			
開示の方法	写しの交付				
担当部課等	産業振興部 農林課 電話番号 0773-66-1023 (内線 1252 )				
備考					

- (注) 1 指定された開示の日時の都合が悪いときは、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。  
2 開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

# 茶園面積

(令和7年1月1日現在)

項目	品種茶園	幼木園	玉露園	煎茶園	合計
面積	a 1,135.0	a 104.0	a 752.0	a 279.0	a 1,135.0
比率		9.1%	66.3%	24.6%	100.0%

項目	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60以上	合計
戸数	7	0	2	2	0	0	8	戸 19
面積	20	0	42	65	0	0	1008	a 1,135.0

6年耕作面積 1107a

5年耕作面積 1079a

4年耕作面積 1061a

3年耕作面積 1059a

2年耕作面積 1111a

## 令和6年1月1日現在茶園面積

項目	品種茶園	幼木園	玉露園	煎茶園	合計
面積	a 1,107.5	a 75.0	a 740.0	a 292.5	a 1,107.5
比率		% 6.8%	% 66.8%	% 26.4%	% 100.0

項目	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60以上	合計
戸数	6	2	1	2	0	2	8	戸 21
面積	28	29	21	64	0	104	861.5	a 1,107.5

## 昨年対比

102%の茶園面積が増加しました。

てんちや（碾茶）

## 累年販売実績

(金額単位 円)

年度	生芽数量	荒茶数量	平均単価	茶代金	前年対比%			
					生芽	荒茶	単価	茶代金
11	39,923	7,095.9	8,270	58,687,352	75.0	74.0	122.0	91.0
12	38,434	6,816.0	7,892	53,794,703	96.0	96.0	95.0	92.0
13	38,005	6,849.7	6,796	46,547,990	99.0	100.0	86.0	87.0
14	41,587	7,452.2	8,086	60,259,685	109.0	109.0	119.0	129.0
15	37,321	6,420.2	8,437	54,164,296	89.0	86.0	104.0	89.0
16	36,987	6,510.6	7,739	50,384,539	99.0	101.0	92.0	93.0
17	38,714	7,101.7	8,239	58,513,863	105.0	109.0	106.0	116.0
18	22,068	3,883.6	6,015	23,358,137	57.0	55.0	73.0	40.0
19	48,906	8,434.8	6,571	55,428,503	222.0	217.0	109.0	237.0
20	46,730	8,018.8	7,989	64,059,611	96.0	95.0	122.0	116.0
21	56,475	10,045.8	6,490	65,204,421	120.9	125.3	81.2	101.8
22	40,749	7,133.3	7,226	51,543,983	72.0	71.0	111.0	79.0
23	43,172	7,176.5	8,321	59,718,612	106.0	101.0	115.0	116.0
24	41,367	7,346.8	7,565	55,579,522	95.8	102.0	91.0	93.0
25	41,535	7,332.8	5,978	43,835,988	100.4	99.8	79.0	78.8
26	36,981	6,371.4	6,699	42,683,318	89.0	86.9	112.0	97.4
27	37,501	6,512.2	7,269	47,337,620	101.4	102.2	108.5	110.9
28	45,199	7,844.9	6,047	47,435,086	120.5	120.4	83.0	100.2
29	32,118	5,383.3	7,166	38,579,062	71.0	69.0	118.5	81.3
30	31,239	5,433.3	6,683	36,310,415	97.3	100.9	93.3	94.1
R1	24,528	4,091.8	6,979	28,558,054	78.5	75.3	104.4	78.6
R2	26,390	4,389.6	4,882	21,429,332	107.6	107.3	70.0	75.0
R3	21,602	3,484.9	6,832	23,809,255	81.8	79.4	139.9	111.1
R4	20,825	3,499.3	7,020	24,564,635	96.6	99.5	103.0	103.0
R5	26,011	4,541.4	7,134	32,396,249	124.9	129.8	101.6	131.9
R6	27,430	4,800.6	8,770	42,099,341	105.5	105.7	122.9	130.0

## 緑茶

## 累年販売実績

年度	( ) 玉露				前年対比%			
	生芽数量	荒茶数量	平均単価	茶代金	生芽	荒茶	単価	茶代金
H21	57,148.9 (18,450.0)	3,622.0 (2,699)	5,227 (6,489)	18,935,486 (17,514,732)	105.9 (110.7)	116.2 (108.3)	79.7 (84.3)	92.7 (91.3)
H22	43,689.7 (8,103.5)	2,429.0 (1,287)	4,392 (7,025)	10,670,379 (9,042,275)	76.4 (43.9)	67.0 (47.6)	84.0 (108.2)	56.3 (51.6)
H23	41,442.0 (9,827.0)	2,261 (1,425)	5,447 (7,772)	12,315,995 (11,076,385)	94.8 (121.2)	93 (110.7)	124 (110.6)	115.4 (122.4)
H24	39,528.9 (8,474.6)	2,477.3 (1,315)	4,945 (8,185)	12,251,340 (10,766,438)	95.3 (86.2)	109.5 (92.2)	90.7 (105.3)	99.4 (97.2)
H25	38,082.4 (935.0)	2828.8 (1,367)	4,411 (7,885)	12,478,126 (10,779,655)	96.3 (111.0)	114.1 (110.3)	89.2 (96.3)	101.8 (101.0)
H26	34,385.5 (10,205.7)	2428.5 (1,550)	5,301 (7,703)	12,873,082 (11,939,137)	90.2 (109.0)	85.8 (113.3)	120.1 (97.6)	103.1 (110.7)
H27	35,675.1 (10,606.2)	2,307.3 (1,627.8)	5,668 (7,509.0)	13,077,112 (12,222,408)	103.8 (103.9)	95.0 (105.0)	106.9 (97.5)	101.6 (102.4)
H28	41,236 (12,199.0)	3,039 (1,845)	5,351 (8,197.9)	16,261,751 (15,125,075)	115.6 (115.0)	131.7 (113.3)	94.4 (109.2)	124.4 (123.7)
H29	39,490 (11,305.7)	1,992 (1,626.2)	5,746 (6,782)	11,447,574 (11,028,803)	95.7 (92.7)	65.6 (88.1)	107.4 (82.7)	70.4 (72.9)
H30	28,032.1 (6,248.4)	1,240 (958)	6,141 (7,698)	7,614,521 (7,374,921)	71.0 (55.3)	62.2 (58.9)	106.9 (113.5)	66.5 (66.9)
R1	30,536.1 (7,616.7)	1,281.0 (1,156.0)	6,576 (7,218)	8,423,697 (8,344,497)	108.9 (121.9)	103.3 (120.7)	107.1 (93.8)	110.6 (113.1)
R2	31,577.90 (9,939.9)	1,576.0 (1,380.0)	3,961 (4,393)	6,243,170 (6,062,291)	103.4 (130.5)	123.0 (119.4)	60.2 (60.9)	74.1 (72.7)
R3	24,355.2 (6,876.2)	1,243.0 (1,072)	7,011 (8,018)	8,714,173 (8,594,973)	77.1 (69.2)	78.9 (77.7)	177.0 (182.5)	139.6 (141.8)
R4	21,368.1 (5,665.9)	1,002.0 (862.0)	6,215 (7,135)	6,227,253 (6,150,553)	87.7 (82.4)	88.3 (80.1)	88.6 (89.0)	71.5 (71.6)
R5	25,755.3 (7,567.7)	1,389.1 (1,212.1)	6,761 (7,543)	9,391,984 (9,143,024)	120.5 (133.6)	116.5 (141.1)	108.8 (105.7)	150.8 (148.7)
R6	21,316.1 (6,263.6)	1,049.0 (973.0)	4,872 (7,944)	7,866,578 (7,729,778)	82.8 (82.8)	85.0 (81.3)	72.1 (105.3)	83.8 (84.5)

様式第6号（第4条関係）

舞産農第345-2号  
令和7年12月 9日

市民オンブズマンまいづる  
森本 隆 様  
古田 徹 様

舞鶴市長 鴨田 秋津

行政文書不存在決定通知書

令和7年11月27日付けの行政文書の開示請求について、行政文書が存在しませんでしたので、舞鶴市情報公開条例第9条第2項の規定により、通知します。

行政文書の件名又は内容	茶葉を生産する従業員数
不存在の理由	把握していないため、作成していない
担当部課等	産業振興部 農林課 電話番号 0773-66-1023 (内線 1252 )
備考	

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、舞鶴市長に対して審査請求することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、舞鶴市を被告として(訴訟において舞鶴市を代表する者は舞鶴市長となります。)、処分の取消しの訴え提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴え提起することができます。